

# 自治体財政を読み解く前に

地方公共団体の財務に関しては、地方自治法や地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の規定に基づき処理を行う

<b>会計区分</b>	<p><b>一般会計・特別会計</b> 特別会計とは、特定の事業を行う場合に、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充てるもの。条例で定める。 (長岡京市の特別会計) 国民健康保険事業、乙訓休日応急診療所、公共下水道事業、老人保健医療事業、介護保険事業、駐車場事業、後期高齢者医療事業、財産区(8会計) ※財産区とは、旧市町村が所有していた財産が合併等による新市町村に引き継がれず、旧市町村の地域で管理や処分するために設置される行政組織。</p> <p><b>普通会計</b> 地方公共団体の財政状況を比較する場合に用いられる。長岡京市の場合は、一般会計と乙訓休日応急診療所特別会計を合算し、水道事業に係わる会計等を除いたもの。</p>
<b>会計年度</b>	<p><b>会計年度独立の原則</b> 4月1日～3月31日。各会計年度における歳出は、その年度の歳入を充てなければならない。 (例外)</p> <p><b>継続費</b>            施策を実施するために年度をまたがるものについて、その経費の総額及び年額割りを定めて数年に渡って支出する</p> <p><b>繰越し明許費</b>    年度内に支出を終わらない見込みのものは、予算で定めて翌年に繰り越して使用</p>
<b>議会の権限</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予算提出に係わる全ては長が行い、議会の議決を経なければならない。議会に予算提出権は無い。</li><li>・ 予算の修正議決は可能。ただし、増額の修正の場合には長が提出した予算の趣旨を損なう修正は不可。削除又は減額修正の場合は制限は無い。</li><li>・ 議決を経ない専決処分によって長は予算を執行できる場合がある。<ul style="list-style-type: none"><li>緊急の場合の専決処分(議会の承認が必要)</li><li>委任の場合の専決処分(議会へ報告が必要)</li></ul></li></ul>